栃木県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第３号

令和８年９月１日現在における直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の５０分の１の数及び３分の１の数（その総数が４０万を超え８０万以下の場合にあってはその４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が８０万を超える場合にあってはその８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）を、次のとおり告示する。

令和８年９月２４日

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長　　金　田　幸　子

１　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２９１条の６第１項の規定により準用する法第７４条第１項及び第７５条第１項に規定する請求権を有する者の総数の５０分の１の数は、次のとおりである。

３１，５８５人

２　法第２９１条の６第１項の規定により準用する法第７６条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに法第２９１条の６第２項に規定する請求権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が４０万を超え８０万以下の場合にあってはその４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が８０万を超える場合にあってはその８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

２９７，４０３人

３　法第２９１条の６第１項の規定により準用する法第８０条第１項に規定する各選挙区における請求権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が４０万を超え８０万以下

の場合にあってはその４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が８０万を超える場合にあってはその８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

市町村	数
宇都宮市	１３７，８４２　人
足利市	３８，３５０　人
栃木市	４２，２０５　人
佐野市	３１，２４８　人
鹿沼市	２５，９０３　人
日光市	２１，１９３　人
小山市	４５，１７８　人
真岡市	２０，８２５　人
大田原市	１８，９１９　人
矢板市	８，５２６　人
那須塩原市	３１，９９６　人
さくら市	１２，００１　人
那須烏山市	６，６７８　人
下野市	１６，５９１　人
上三川町	８，４０９　人
益子町	５，９９２　人
茂木町	３，２７５　人
市貝町	３，０６９　人
芳賀町	４，２２６　人
壬生町	１０，６６３　人
野木町	６，９９３　人
塩谷町	２，８１９　人
高根沢町	８，１０２　人
那須町	６，８２１　人
那珂川町	４，０８５　人